

(指針様式第2号)【劣化・損傷等の点検(条例14条の2第2項)用】

屋外広告物安全点検（定期点検）結果記録票

点検実施日							
表示（設置）場所							
表示（設置）年月日							
許可日・許可番号 ※1				種別・内容等 ※2			
表示面積・高さ ※3		□ 表示面積 10㎡超 □ 高さ(地上から広告物等の上端まで) 4m超 □ 左記以外					
点検箇所	点検項目 ※4			異常の有無※5		補修	補修の概要
上部基礎構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき			有	無	済	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			有	無	済	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化			有	無	済	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間			有	無	済	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落			有	無	済	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			有	無	済	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			有	無	済	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			有	無	済	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			有	無	済	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			有	無	済	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			有	無	済	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			有	無	済	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			有	無	済	
	3 周辺機器の劣化、破損			有	無	済	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損			有	無	済	
	2 避雷針の腐食、損傷			有	無	済	
	3 その他点検した事項（ ）			有	無	済	

(複数物件を同一の者が点検する場合で、様式第3号の一覧表を使用する場合、以下の記載は不要です。)

点検及び補修の結果、当該広告物等が、倉吉市屋外広告物条例に定める安全基準を満たし、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであることを確認した。

年 月 日

(点検者) 所属等※

氏 名

電話

※点検者の所属する会社等の名称及びその所在地又は個人の場合、住所を記載

(点検者の資格) ※広告物等が表示面積10㎡超又は高さ4m超の場合、該当する資格にチェックしてください。

☐ 屋外広告士 ☐ 一・二級建築士 ☐ 一・二種電気工事士 ☐ 一～三種電気主任技術者
☐ 技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ） ☐ 屋外広告物点検技能講習修了者

上記点検結果を確認した。

年 月 日

(依頼者) 氏名等※

電話 _____

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名、個人の場合、住所氏名を記載

【点検要領】

- 1 点検は、2年以内毎、また、許可物件の場合は許可の期限前6月以内に実施してください。
- 2 点検は、点検箇所・点検項目に沿って実施してください。点検箇所・点検項目の詳細は「倉吉市屋外広告物安全点検指針」を参照してください。指針はこちら→倉吉市 HP <https://www.city.kurayoshi.lg.jp/4909.htm>
- 3 表示面積10㎡超又は高さ（地上から広告物等の上端まで）4m超の広告物等に係る点検は次のいずれかの資格を有する者に点検を依頼し実施してください。
（ア）屋外広告士（イ）一・二級建築士（ウ）一・二種電気工事士（エ）一～三種電気主任技術者
（オ）技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ）（カ）屋外広告物点検技能講習修了者
- 4 点検の結果、異常がある場合は、周囲の安全を確保し、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可の更新はできません。異常の有無の判断は、当該箇所の経年変化・損傷等が想定しうる範囲で進行したとしても2年以内に広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜するおそれはなく、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであるかどうかで行ってください。

屋外広告物条例 第15条(規格の設定) 広告物等の表示の方法等の基準 別表(抜粋)

「1 広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高いものでないこと。」

- 5 次の広告物については、本点検は不要ですが、適切に管理を行ってください。
（ア）はり紙・はり札等（イ）電柱巻付広告（ウ）立看板等（エ）広告幕（オ）気球広告
（カ）バス停留所標識を利用する広告板
（キ）建築物の壁面等に直接、塗装又はシート等を貼付けすることにより表示したもの
（ク）建築物の壁面に切文字を直接、施工したもの
※ロゴ・シンボルを含み、全体の表示面積が10㎡以下のもの。ただし、許可を要するもの及び電飾を伴うものは除く。

【作成等要領】

- 1 本票は、1つの広告物又は掲出物件ごとに作成してください。
- 2 本票は、点検日時点で点検者が作成を開始し、異常があった箇所すべての補修を確認した後、「点検者」欄に署名又は記名してください。
- 3 点検を資格者に依頼して実施した場合は、点検結果を確認し「依頼者」欄に署名又は記名してください。
- 4 本票には、次に掲げる書類を添付してください。
（1）「点検者の資格」を証する書面の写し（広告物等が高さ4m超又は表示面積10㎡超の場合のみ）
（複数の広告物等の点検を同一の点検者が実施した場合は、1部で可。）
（2）広告物等の全景及び点検箇所ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真
（3）点検の結果、異常があった場合は、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真
- 5 本票は、点検から2年間保管してください。
- 6 倉吉市屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、許可の更新申請書に本票の写しを添付し、原本は、申請者等において保管してください。

【記載要領】

- ※1 倉吉市屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、許可日・許可番号を記載してください。
- ※2 一つの許可に複数物件ある場合、物件を特定するための番号、符号、広告物の種別、表示内容等を適宜、記載してください。
- ※3 広告物等の高さ、表示面積について、該当するものにチェックしてください。
- ※4 広告物等の種類により該当する点検項目がない場合は、点検項目の欄に斜線を引く等、その旨明示してください。
- ※5 異常の有無について、該当する方を○で囲んでください。異常が「有」の場合、補修後、「済」を○で囲み、「補修の概要」を記載してください。